

入 札 説 明 書

帯広畜産大学総合馬学センター 3 期新営設計業務に係る入札公告（設計・コンサルティング業務）に基づく一般競争入札については、国立大学法人北海道国立大学機構会計規則、国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱規則及び国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱細則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 公示日 令和 7 年 4 月 2 3 日（水）

2 発注者

国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長 谷 山 彰

3 担当部局

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西 2 線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学管理課
施設管理室 施設企画・管理係
電話0155-49-5262

4 業務概要

- (1) 業 務 名 帯広畜産大学総合馬学センター 3 期新営設計業務
- (2) 業務内容 帯広畜産大学総合馬学センター 3 期新営に伴う設計業務
なお、詳細は交付する特記仕様書による。
- (3) 履行期限 令和 7 年 9 月 3 0 日（火）
ただし、計画通知書申請業務以外は 8 月 2 2 日（金）までに完了
- (4) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、理事長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

5 競争参加資格

- (1) 北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和 4 年機構規程第 8 0 号）第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成 1 3 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 3 章第 3 2 条で定める競争参加資格について、令和 7、8 年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定の基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (5) 平成22年度以降に、元請けとして設計完成した、木造もしくは鉄骨造で延べ床面積が100㎡以上の新営、又は改修工事の実設計業務の実績を有すること（設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
- (6) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- ①管理技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。
 - ②平成22年度以降に上記5(5)に掲げる設計業務の管理技術者又は主任技術者として担当した実績を有すること。
 - ③配置予定の管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止等の措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ）。
- (8) 経営状態が健全であること。
- (9) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (イ)子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
 - (ロ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - (イ)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の入札の適正さが阻害される場合

組合（設計共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又② と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工設計・コンサルティング業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記5（1）及び（3）から（11）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記5（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認

するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に
おいて上記 5（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がない
と認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和 7 年 4 月 23 日（水）から令和 7 年 5 月 7 日（水）までの日
曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（た
だし、最終日の 5 月 7 日（水）は、15 時 00 分まで）。

② 提出先：上記 3 に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、
発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出先へ郵送又は託送（書留郵便
等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。

提出書類は、表紙を 1 頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示する
こと。（頁の例：1 / ○○～○○ / ○○）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したもの
であり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

（2） 申請書は、別紙様式 2 により作成すること。

（3） 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

① 契約書等の写し

上記 5（5）の実情を証明する契約書及び仕様書の写し。

② 担当予定技術者

上記 5（6）に掲げる資格があることを判断できる担当予定技術者の資格証
等の写し。

③ 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し。

文部科学省大臣官房文教施設企画部長より通知された令和 7、8 年度の一
般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。

④ 納税証明書の写し

経営状況を確認できる納税証明書（国税通則法施行規則別紙第 8 号書式そ
の一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同第 8 号書式その三又は
その三の三の未納の税額がないことの証明）の写しを提出する。

（4） 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うもの
とし、その結果は令和 7 年 5 月 12 日（月）までに電子入札システム（紙によ
り申請した場合は書面）により通知する。

（5） その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約担当者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に
提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 3 に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1） 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格
がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和 7 年 5 月 22 日（木）17 時 00 分

② 提出先：上記 3 に同じ。

③ 提出方法：書面を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期
限内必着。）することにより提出するものとする。

（2） 契約担当者は、説明を求められたときは、令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和7年4月23日（水）から令和7年5月7日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の5月7日（水）は、15時00分まで。）。
- ② 提出先：上記3に同じ。
- ③ 提出方法：書面を郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）若しくは電子メールによる。（電子メールの場合には、着信を確認すること。）

(2) 質問内容及び回答内容は次のとおりメール送付及び閲覧に供する。

期間：令和7年5月12日（月）から令和7年5月19日（月）まで。

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和7年5月12日（月）から令和7年5月20日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の5月20日（火）は、15時00分まで。）。
- (2) 入札場所：電子入札システムにより行う。
- (3) 開札日時：令和7年5月21日（水）10時00分
- (4) 開札場所：電子入札システムにより行う。
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記3の担当者が別途連絡する場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記3に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を国立大学法人北海道国立大学機構にしなければならない。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、理事長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 積算内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。入札書に積算内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、積算内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに業務名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDFファイル

なお、ファイルは、電子入札システムが指定する容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく容量以内に収まらない場合は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は提出した積算内訳書について契約担当者（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、積算内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第3 2 第1 2 号に該当する入札として、原則として当該積算内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 積算内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 積算内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の業務の積算内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 積算内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 積算内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1) 他の業務の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 積算内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該業務において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された積算内訳書の内容を確認するものと

する。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ積算内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 契約担当者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、積算内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封をして提出すること。

(5) 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記5に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

(1) 契約事務取扱規程第15条第1項の基準に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規程第30条第2項の規定に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規程第30条第3項に基づく調査（低入価格札調査）を行うものとする。

16 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。

17 担当予定技術者の確認

病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記5（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の担当予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

業務委託料は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 1 回に支払うものとする。

20 再苦情申立て

契約担当者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 7 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日 (行政機関の休日を除く。) 以内に書面により契約担当者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参、郵送又は託送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)、若しくは電子メールによる。(電子メールの場合には、着信を確認すること。) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 5 に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 に同じ。

22 手続における交渉の有無 無

23 対象業務に直接関連する他の業務の請負契約を、対象業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書 (案) を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本業務に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の 5-4 「くじになった場合の取扱い」による。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定者を当該業務に配置すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184

② IC カードの不具合等発生時の問合せ先

取得している IC カードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要す

る場合は、上記 5 に連絡すること。

別紙様式1

紙入札方式参加承諾願

1. 業務名 帯広畜産大学総合馬学センター3期新営設計業務
2. 電子入札システムでの参加ができない理由(必須)

上記業務は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社において上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰 殿

令和○年○月○日

住 所

法 人 名 等

代表者氏名

別紙様式2

競争参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和7年4月23日付けで公告のありました「帯広畜産大学総合馬学センター3期新営設計業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、以下の1から5について誓約します。

1. 国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和4年機構規程第80号）第4条の規定に該当する者でないこと。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
4. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該設計業務に配置すること。
5. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

1. 入札説明書 記6(3)①から④に定める内容を記載した書面（別紙1、別紙2）
2. 上記を証明する契約書(PUBDIS)、図面、資格者証等の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った長3封筒を申請書とあわせて提出してください。ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

別紙様式2・別紙1

設 計 業 務 実 績

(帯広畜産大学総合馬学センター3期新営設計業務)

会社名: _____

設計業務の判断基準		平成22年度以降に、元請けとして設計完成した、木造もしくは鉄骨造で延べ床面積が100㎡以上の新営、又は改修工事の実施設計業務の実績を有すること(設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。
業務名称等	業務名称	
	発注者名	
	業務場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(円)
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態	単体 / 設計共同体(出資比率 %)
業務概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	
	業務内容	

注1 設計共同体にあっては、設計共同体又は構成員のうち1者が上記に掲げる設計実績を有すること。

注2 設計業務実績については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに設計が完成・引渡し
が完了しているものに限り記載すること。

また、併せて設計の業務実績として記載した設計に係る契約書(一般財団法人公共建築協会の「公共建築設計者
情報システム(PUBDIS)」に登録されている場合は、PUBDISの記載部分の写し)及び記載した設計の内容が判断で
きる平面図等の資料の写しを提出すること。

別紙様式2・別紙2－1

配置予定技術者の資格、設計業務経験

(帯広畜産大学総合馬学センター 3 期新営設計業務)

会社名: _____

i) 配置予定技術者の資格、設計業務経験

氏 名	管理技術者 ○○○○	
法令による資格・免許	(例) 一級建築士(取得年及び登録番号)	
業 務 の 判 定 基 準	平成22年度以降に、元請けとして設計完成した、木造もしくは鉄骨造で延べ床面積が100㎡以上の新営、又は改修工事の実施設計業務の実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)	
設計業務経験 (代表一件)	業 務 名 称	
	発 注 者 名	
	業 務 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	(円)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体 / 設計共同体 (出資比率 %)
	従 事 役 職	管理技術者・その他()
	構 造 ・ 階 数	
	業 務 内 容	
	PUBDIS への登録	有(PUBDIS 登録番号) ・ 無
申請時における他業務 の従事状況等	業務名	該当なし
	発注機関名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	管理技術者・主任技術者 等
	本業務と重複する場合の対応措置	例) 本業務に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる、監理技術者証の写し又は健康保険被保険証の写し(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。)等を添付すること。

注3 配置予定技術者の設計業務経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに業務が完成・引渡し完了しているものに限って記載すること。

また、併せて設計業務経験として記載した設計に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料(一般財団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」に登録されている場合は、PUBDISの記載部分の写し)及び記載した設計の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

設計業務委託現場説明書

1. 設計業務名 帯広畜産大学総合馬学センター 3 期新営設計業務

2. 履行期限 令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで
ただし、計画通知書申請業務以外は 8 月 2 2 日（金）までに完了

3. 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、⊙印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中の各欄に数字、文字記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

4. 設計業務委託共通仕様書における読替等

- (1) 設計業務委託共通仕様書中（以下「共通仕様書」という。）「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。

5. 業務計画書

共通仕様書に定める業務計画書の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務実施体制
- (2) 管理技術者の経歴等
- (3) 主任技術者の経歴等
- (4) 協力者の名称、分担業務分野等

6. 業務工程表

⊙提出する。

・提出しない。

- (1) 受注者は、設計業務委託契約要項（以下「要項」という。）第 4 条に規定する業務工程表には、次の事項を記載しなければならない。

ア 業務工程

イ 発注者が必要に応じて指示するその他の事項

- (2) 受注者は、業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にし、その都度変更業務工程表を発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者が指示した事項については、更に詳細な業務工程に係る資料を提

出しなければならない。

7. 要項の運用

(1) 総則

- ① 要項第1条第3項に規定する発注者の指示は、設計仕様書を補足するものであって、発注者は、設計仕様書の内容に実質的変更を加えるような指示を受注者に行うことはできない。
- ② 業務を行うに当たって必要とされる具体的遵守事項、業務の詳細及び発注者が意図する成果物の具体的内容は、設計仕様書に定めるところによるものとする。

(2) 指示及び協議の記録

指示等は、指示簿、連絡簿その他の帳簿に必要な事項を記載し、発注者及び受注者が署名押印することにより書面の交付に代えることができる。

(3) 関連設計業務との調整

- ① 発注者は、要項第3条に規定する調整として、契約書若しくは設計仕様書の変更又は業務の中止を伴う調整を行うことはできない。
- ② 要項第3条に規定する「必要があるとき」とは、受注者若しくは発注者から設計業務を受注をしている第三者のいずれかからの申出があり発注者が承諾した場合又は発注者が設計業務全体の円滑な実施のために必要と判断した場合をいう。
- ③ 受注者は、要項第3条に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない。

(4) 契約の保証について

受注者は、要項第5条第1項に規定する保証を付した場合は、次の各号の一に掲げるいずれかの書面を発注者に提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア 保管金領収証書は、国立大学法人北海道国立大学機構が指定する口座に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払込んで交付を受けること。

イ 保管金領収証書の宛名の欄には、国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。

ウ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

エ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。）、政府の保証のある債券、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条第1項第二号に規定する債権、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債（社債

等登録法の規定により登録された地方債を除く。) 及び発注者が確実に認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、国立大学法人北海道国立大学機構が指定する口座に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を政府有価証券印鑑票とともに払込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。

ウ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

エ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書

ア 当該有価証券に質権設定の登録手続きを行い提出すること。

イ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実に認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は発注者が確実に認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

イ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は発注者が確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 受注者は、業務完了後、発注者から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は発注者が確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑥ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機

- 関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。
- ウ 保証債務の内容は、契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る業務の工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、履行期限を含むものとすること。
- キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとすること。
- ク 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ケ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、発注者から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、国立大学法人北海道公立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。
- エ 保証金額は、業務委託料の 10 分の 1 の金額以上とする。
- オ 保証期間は、履行期限を含むものとすること。
- カ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ⑧ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、国立大学法人北海道公立大学機構 理事長 長谷山 彰と記載するように申込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。
- オ 保険金額は、業務委託料の 10 分の 1 の金額以上とする。
- カ 保険期間は、履行期限を含むものとすること。

キ 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

(5) 著作権の帰属

受注者は、要項第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により講じている措置の内容を発注者に通知しなければならない。

(6) 委託等の通知

要項第 11 条に規定する「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者の住所、当該業務の内容、担当責任者の氏名、資格及び経歴とする。

(7) 特許権等の使用

① 発注者が特許権等の対象となっている実施方法等の使用を指定した場合において、設計仕様書、発注者の指示又は発注者と受注者との協議に特許権等の対象である旨の明示がないときに、受注者がその存在を知ったときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

② 要項第 12 条ただし書きの規定により受注者が費用の負担を発注者に請求する場合は、受注者が特許権等を有する第三者と補償条件の交渉等を行う前に発注者と受注者とが協議しなければならない。

(8) 監督職員

発注者は、要項第 13 条第 2 項各号に規定する権限を監督職員に委任しない場合は、その内容を受注者に通知しなければならない。当該通知がない場合は、要項第 13 条第 2 項各号に規定するすべての権限を監督職員は有するものとみなす。

(9) 管理技術者

① 要項第 14 条第 1 項に規定する「その他必要な事項」とは、管理技術者の資格及び経歴その他設計仕様書に定めるものとし、受注者は、通知書に当該資格の資格証又は免許証の写しを添付しなければならない。

② 要項第 14 条第 3 項に規定する通知がない場合は、受注者の一切の権限（要項第 14 条第 2 項の規定により行使することができないとされた権限を除く。）を管理技術者は行使することができるものとみなす。

(10) 実施報告

① 受注者は、発注者の指示により、業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。

② 受注者は、発注者の請求に応じて実施済の業務の成果、業務の進捗状況、今後の残業務内訳及びその工程計画その他必要な事項を付して発注者に報告しなければならない。

(11) 管理技術者等に対する措置請求

① 要項第 16 条第 1 項及び第 3 項に規定する「必要な措置」とは、発注者又は受注者が判断する措置で、不適当な行為を繰り返さないための是正措置の指示、当該管理技術者等の交代の請求その他適当な措置をいう。

(12) 業務の中止

要項第 21 条第 2 項に規定する「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため人員、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不必要となっ

た人員、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するための人員、機械器具等の配置転換に要する費用等をいう。

(13) 履行期間の変更

- ① 発注者は、受注者から要項第 24 条第 1 項に規定する履行期間の延長の請求があった場合は、必要があると認められる範囲で、履行期間の延長を承諾するものとする。
- ② 要項第 26 条第 2 項に規定する「履行期間の変更事由が生じた日」とは、要項第 18 条においては、発注者が補修の請求を行った日、要項第 19 条第 5 項においては、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第 20 条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 21 条第 2 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第 22 条第 3 項においては、要項第 22 条第 2 項の設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 24 条第 2 項においては、発注者が履行期間の延長の請求を受けた日、要項第 25 条第 1 項又は第 2 項においては、受注者が履行期間の短縮又は変更の請求を受けた日、要項第 36 条の 2 第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(14) 業務委託料の変更

要項第 27 条第 2 項に規定する「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、要項第 18 条においては、発注者が補修の請求を行った日、要項第 19 条第 5 項においては、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第 20 条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 21 条第 2 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第 22 条第 3 項においては、要項第 22 条第 2 項の設計仕様書等の変更が行われた日、要項第 24 条第 2 項においては、受注者が要項第 24 条第 1 項の請求を行った日、要項第 25 条第 2 項においては、要項第 25 条第 1 項の請求を行った日、要項第 36 条の 2 第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(15) 検査

- ① 受注者は、業務を完了した場合は、設計業務完了通知書とともに成果物を発注者に提出し、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の検査を受けるものとする。
- ② 発注者は、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に当たっては、受注者に対して書面をもって検査日を通知する。

(16) 業務委託料の支払い

業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて国立大学法人北海道国立大学機構から 1 回までに支払うものとする。

~~(17) 業務委託料の前払い~~

保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、当該保証証書を添えて、業務委託料の「10 分の 3」以内の額の前払金を請求することができる。

~~(18) 前払金保証契約~~

受注者は、要項第 34 条第 4 項の規定により前払金の超過額を発注者に返還した場合

は、前払金保証契約の保険金額を減額後の業務委託料の 10 分の 4 を下回らない金額に変更することができる。

(19) 契約不適合責任

要項第 41 条第 1 項に規定する契約不適合責任は、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けたことをもって免れるものではない。

(20) 履行遅滞の場合における損害金等

① 要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に要した日数は、要項第 51 条第 5 項に規定する遅延日数に算入しない。

② 履行期間内に業務が完了し、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に不合格の場合は、当該業務が完了した日から契約書記載の履行期限までの日数は、要項第 51 条第 5 項に規定する遅延日数に算入しない。

(21) 発注者の催告による解除権

発注者は、要項第 43 条第 1 項第 1 号から第 6 号の規定による契約解除をしようとする場合は、明らかに履行不能と認められる場合を除いて、相当の期間を定めて受注者に催告を行う。

(22) 解除の効果

① 契約が解除された場合は、要項第 49 条第 2 項の規定によるときを除いて、契約は遡及的に無効となり、未だ履行されていない発注者及び受注者の義務は消滅する。

② 契約が解除された場合は、要項第 49 条第 2 項の規定によるときを除いて、発注者及び受注者は、それぞれ原状回復義務を負う。

8. その他

(1) 公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）への登録

この業務の受注者は、業務内容等について、あらかじめ監督職員の確認を受け、業務完了後 10 日以内に公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）に業務カルテ情報として登録すること。

(2) 設計業務成績評定について

この業務は、文部科学省が定めた設計業務成績評定要領（平成 21 年 1 月 17 日付け 19 文科施第 369 号）による設計業務成績評定の対象業務である。

(3) 質疑応答

質疑の提出：説明書による。

帯広畜産大学設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 帯広畜産大学総合馬学センター3期新営設計業務

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 総合馬学センター3期
(2) 敷地の場所 北海道帯広市稲田町西2線17番地1・2、19番地1
(3) 施設用途 大学教育・研究施設（馬科学教育施設・畜舎等）

3. 履行期限

令和7年9月30日（火）
ただし計画通知書申請業務以外は8月22日（金）までに完了

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- A. 敷地の面積 1,878,958 m²（稲田団地全体）
B. 用途地域及び地区の指定 市街化調整区域

(2) 施設の条件

- A. 施設の延べ床面積 床面積はすべて想定。
B. 主要構造及び階数 ①防疫厩舎管理棟（木造平屋建て156m²）
②疑牝舎（S造平屋建て145m²）
③繋留場（S造平屋建て96m²）
④開放馬舎3棟（木造平屋建て117m²×3棟）
⑤開放馬舎2棟（木造平屋建て88m²×2棟）
⑥丸馬場（S造平屋建て169m²）
⑦堆肥舎（S造平屋建て78m²）
乗降場、防疫車両ゲート、牧柵、道路・歩道
既存D型ハウス改修、既存建物解体等
以上のZEB READY認証基準を満たした建築・設備の実施設計。

(3) 建設の条件

建設工期 令和7年10月から令和8年3月まで

(4) 設計と条件

詳細な設計条件 別添の「基本計画書」による

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（統一基準）（令和3年版）」による。

1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、◎印の付いたものを適用する。
(2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
(3) —印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

2. 文部科学省設計業務委託特記仕様書における読替等

- (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ◎ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士
・

~~4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行~~

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

5. 計画通知における設計者

計画通知における設計者は次による。

- 受注者
- ・ 発注者

6. 業務範囲

(1) 一般業務

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

① 基本設計

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	・	
(5) 基本設計図書の作成		・	
(6) 概算工事費の検討		・	
(7) 基本設計内容の説明等		・	

② 実施設計（建築）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
総合（意匠）			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	
構造			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件	(i) 法令上の諸条件の調査	○	

の調査及び関係機関との打合せ	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

③実施設計（設備）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

~~④実施設計（土木）~~

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	

(5) 概算工事費の検討	・	
(6) 実施設計内容の説明等	・	

⑤設計意図の伝達

業 務 内 容	委託	対象外業務等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	・	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	・	
※遅滞ない設計意図伝達の実施について 設計者が設計意図を遅滞なく伝達することが、工事の生産性向上に資することを十分認識した上で、常に工事の工程を確認し業務を実施すること。工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること。 ※ワンデーレスポンス ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。 本業務受注者は、工事の受注者等からの質問、協議のうち、本業務に関する事項について、発注者が「その日のうち」に何らかの対応が可能な体制を整備するなど、必要な協力をしなければならない。なお、質問、協議の内容により、ワンデーレスポンスの実施において即日の対応が困難な場合は監督職員と協議の上、期限を確認するとともに、これを遵守すること。		

(2) 追加業務

- 積算業務
 - 積算数量算出書の作成（数量調書の作成を含む。）
 - 単価作成資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
 - 見積徴収及び見積検討資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
 - 工事費内訳書の作成（直接工事費の算出までとし、共通費の算出は含まない。
ただし、積み上げによる共通費の算出は含む。）
- 透視図作成
 - 〔種類（パース画）判の大きさ（A3）、カット数（2）、額の有無（無）及び材料（ ）〕
 - ・ 透視図の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 及び白黒・カラーの別（ ）〕
 - ・ 模型製作
〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 及び材質（ ）〕
 - ・ 模型の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 及び白黒・カラーの別（ ）〕
- 計画通知手続き業務（手数料を含む。）
 - ・ 市区町村指導要綱等による中高層建築物の届出書の作成及び手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の提出、日影図の作成）
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）
 - ・ 構造評定又は構造性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）
- コスト縮減検討報告書の作成
 - 設計にあたって、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う。
 - ・ ライフサイクルコスト（LCC）の算定
各段階（基本設計、実施設計）に応じた算定方法（略算法、精算法）により、LCCの検討を行う。
- グリーン購入計画書の作成
 - 設計にあたって、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をグリーン購入計画書として取りまとめを行う。
- リサイクル計画書の作成
 - 設計にあたって、建設副産物対策（発生抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- 環境保全性能評価の実施
 - 設計成果について、下記により評価を実施し、その結果を提出する。
 - ① 総合的な環境保全性能の評価（CASBEE）
 - ② 生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価（CASBEE）

- ③ 建築物のエネルギー消費性能の評価（BEI）
 - 工事工程表の作成
 - ・ 住民説明用資料の作成及び支援
 - 設計趣意書の作成
 - 業務に先立ち、設計における基本的な考え方をまとめたものを提出する（A4判）
 - ZEB Ready 認証申請のための資料の作成及び手続き業務（手数料含む。認証取得のために附随する業務を含む）
 - ・ 土壤汚染対策法による、土地の形質変更届の作成及び手続き業務

7. 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 業務は、提示された設計と条件、適用基準類によって行う。
- ② 業務の着手にあたり、目標となる工事費は監督職員と協議するものとする。

(2) 環境保全性能

「官庁施設の環境保全性基準」（国土交通省 令和4年改定）に定められる環境保全性について、グリーン化に係る性能に関する水準及び技術的事項に掲げる水準を確保するものとする。

~~(3) 環境配慮型プロポーザル方式において実施すべきと判断した技術提案~~

~~技術提案書で提案された事項については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行うこと。また、コスト及び効果について具体的な検討を行い、監督職員の承諾を得て業務を遂行すること。~~

(4) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- ① 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ② その他（ ）

(5) 適用基準類

関係法令のほか、次の基準等による。

① 共通

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（統一基準）（平成25年版）
- 官庁施設の環境保全性基準（統一基準）（令和4年版）

② 建築

- 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- ・ 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
- 建築構造設計基準（令和3年版）
- 公共建築木造工事標準仕様書（統一基準）（令和4年版）
- 建築工事特記仕様書書式（令和4年版）※

③ 建築積算

- 公共建築工事積算基準（統一基準）（平成28年12月版）
- 公共建築工事共通費積算基準（統一基準）（平成28年12月版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和4年版）
- 公共建築数量積算基準（統一基準）（平成29年版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- 公共建築工事見積標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
- 公共建築工事積算基準等資料（令和4年版）

④ 設備

- 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
- 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
- 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
- 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）（令和4年版）
- 電気設備工事特記仕様書書式（令和4年版）※

年版）※

- 建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）
- 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和4年版）

- 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（令和 4 年版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成 31 年版）
- 機械設備工事特記仕様書書式（令和 4 年版）※

⑤ 設備積算

- 公共建築工事積算基準（統一基準）（平成 28 年 12 月版）
- 公共建築工事共通費積算基準（統一基準）（平成 28 年 12 月版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和 4 年版）
- 公共建築設備数量積算基準（統一基準）（平成 29 年版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（設備工事編）（平成 30 年版）
- 公共建築工事見積標準書式（統一基準）（設備工事編）（令和 3 年版）
- 文部科学省建築工事標準単価積算基準（特記基準）（平成 31 年版）

- 公共建築工事積算基準等資料（令和 4 年版）

⑥ 土木

- ・ 文部科学省土木工事標準仕様書（令和 4 年版）

⑦ 土木積算

- ・ 文教施設工事積算要領（土木工事）（令和 4 年版）

(6) 参考資料

業務の実施に当たり、参考とする資料は次のものとする。

- ・ 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成 31 年版）

- （特記仕様書、配置図）
- ・ （既設工事図面（建築・土木、電気、機械））
- （ZEB 設計ガイドライン）
- ・ （ ）
- ・ （ ）
- ・ （ ）
- ・ （ ）

(7) ~~適用基準類及び参考資料の貸与~~

適用基準類及び参考資料のうち※印を付したものは、1 部貸与することができる。

(8) Z E B プランナー

一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている「Z E B プランナー」の担当者を自社の社員又は再委託により配置すること。総括（管理）技術者又は主任技術者が兼務することができる。本業務の一部を再委託する場合は、事前に発注者に再委託業務申請書（様式任意）を提出し、発注者の承認を得ること。

8. 成果物及び提出部数等

(1) ~~基本設計~~

(2) 実施設計

成 果 物	原図	陽 画 焼 又は複写	製本形態	摘 要
a. 総合（意匠） ○ 建築物概要書 ○ 総合（意匠）設計図 特記仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図		(1)部 (1)部	A3 製本	A1 判図面

配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 雨水・排水再利用設備図 給湯設備図 消火設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 さく井設備図 融雪設備図 屋外設備図 取壊し図 () () () ◎各種計算書 ◎工事費概算書 ◎計画通知図書※	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(1)部 (1)部 (4)部		
e. 設備（空調換気設備） ◎空気調和設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 暖房設備図 空気調和設備図 換気設備図 自動制御設備図 排煙設備図 屋外設備図 取壊し図 () () () ◎各種計算書 ◎工事費概算書 ◎計画通知図書※	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(1)部 (1)部 (4)部	A3 製本	A 1 判図面
f. 設備（昇降機等設備） ・昇降機設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 自動制御設備図 昇降機設備図 特殊搬送設備図 () () ・各種計算書 ・工事費概算書 ・計画通知図書※	各 部 各 部 各 部	()部 ()部 ()部	A3 製本	A 1 判図面
g. 主本 ・土木設計図 [共通] ・特記仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・() [仮設工] ・平面図 ・構造詳細図 ・() [敷地造成及び土工] ・開発地域現況図	各 部	()部	A3 製本	A 1 判図面

・土地利用計画図 ・排水系統図 ・地質平面図 ・地質断面図 ・造成計画図 ・造成計画断面図 ・防災施設図 ・法面保護図 ・地盤改良図 ・ () [道路土工] ・平面図 ・縦断面図 ・横断面図 ・標準横断面図 ・舗装詳細図 ・道路附属施設詳細図 ・ () [広場・歩道舗装] ・平面図 ・縦断面図 ・横断面図 ・標準横断面図 ・舗装詳細図 ・広場・歩道附属施設詳細図 ・ () [排水工] ・平面図 ・縦断面図 ・構造詳細図 ・ () [共同溝] ・平面図 ・縦断面図 ・構造詳細図 ・ () [法面保護] ・平面図 ・展開図 ・構造詳細図 ・ () [運動場] ・平面図 ・排水計画図 ・構造詳細図 ・ () [環境緑化] ・平面図 ・構造詳細図 ・ () [取りこわし及び舗装補修] ・平面図 ・造詳細図 ・ () [その他] ・各種計算書 ・工事費概算書 ・計画通知図書※ ・ () ・ ()				
h. 建築積算 ① 建築工事積算数量算出書 ② 建築工事積算数量調書 ③ 単価作成資料 ④ 見積検討資料（見積書含む）	各部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	() 部 () 部 () 部 () 部 () 部		

- : 設計図は、適宜、追加・削除してもよい。
- : 積算数量算出書には、拾い図等を含む。
- : 成果物は、監督職員の指示により、製本し、原図はケース収納とする。

9. 成果物の体裁等

(1) 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示・押印、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号及び発注部局表示・押印等の欄を設ける。

(2) 電子データの成果物は下記による。

①電子媒体

- C D - R、又は U S B メモリ
- ・ ()

②ファイル形式

C A D データ : J _ W _ W _ , D _ X _ F _ , P _ D _ F _

そ の 他 : E _ x _ c _ e _ l 又は W _ o _ r _ d _ , P _ D _ F _ , J _ P _ E _ G _

③電子媒体の提出は、別紙 1 のとおりとする。なお、電子データの成果物に対する共通仕様書に基づく署名又は捺印は、別紙 1 の措置をもって代えることとする。

④提出された C A D データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に設計業務委託契約要項第 8 条第 1 項の規定の範囲で利用することができる。

帯広畜産大学総合馬学センター整備事業 基本計画書

2025年 4月

Ⅲ期整備



国立大学法人
北海道国立大学機構
Hokkaido Higher Education and Research System

帯広畜産大学 



- 01. 目次
- 02. 本学の概要 及び 取り組み
- 03. 事業目的・整備方針・計画方針
- 04. キャンパス基本情報・全体計画配置図
- 05. 計画建物概要1
- 06. 計画建物概要2
- 07. 外構計画
- 08. 建築計画
- 09. 省エネ・電気設備・機械設備 計画
- 10. 配置計画 (案)
- 11. 平面計画1 (案)
- 12. 平面計画2 (案)
- 13. 事業スケジュール (案)



本学の概要 及び 取り組み

令和4年4月において、小樽商科大学／帯広畜産大学／北見工業大学は、北海道経済・産業の課題解決とその発展 及び 国際社会の繁栄に一層貢献するため、**国立大学法人北海道国立大学機構（以下、機構）**として経営統合。

機構のビジョンとして、商学／農学／工学を担う国立大学の結束と産学官金の強力な連携により、学びの探求と実践力の向上に意欲と情熱を持つ多様な学生／社会人が、国内外から北海道に数多く集う「**実学の知の拠点**」を形成することを掲げている。



本学が位置する十勝地方は、日本の食料基地として畑作や酪農・肉用生産など、農業を主とした産業を展開している。帯広畜産大学は1941年（昭和16）に軍馬の一大産地であった十勝・帯広の地に、軍馬の生産や利用に従事する獣医師養成を目的に帯広高等獣医学校として創立。戦後は軍馬や産業動物としての馬需要が減少し教育研究の中心は馬から牛へと移ったが、その中でも本学における馬の教育研究について小規模ながらも脈々と受け継がれ、馬の飼養管理・馬を通じた教育研究や地域への社会貢献の**実践実習拠点**である『**馬介在活動室**』にて、障がい者乗馬や馬術部の活動補助などを行っている。

馬に関する教育研究として在来馬を始めとする小格馬、帯広市で単独開催される『ばんえい競馬』の重種馬等、約30頭の馬を常時飼養し、人口受精等の教育研究や馬産業に従事する社会人教育に活用しているほか、欧州獣医学教育国際認証維持に必要な産業動物臨床棟において、教育診療で馬の24時間365日診療に対応するなど、獣医・農畜産学の融合した**馬の専門知識を持つ人材育成**を取り組みの一つとしている。



欧州獣医学教育国際認証の取得

人材育成のための重点取り組み事項

- 欧米水準の教育課程の構築
- 世界トップレベル大学等との国際共同研究及び教育交流
- 国際安全衛生基準適応の実習環境による人材育成
- 企業等社会のニーズに即した共同研究・人材育成



国立大学法人 北海道国立大学機構の設立記者発表

事業目的

農林水産省による令和2年 家畜改良増殖目標において、馬生産者の高齢化が進行し、馬生産に関する担い手不足により飼養戸数や飼養頭数は減少傾向にあること、生産を支える獣医師・装蹄師等の技術者や指導者等の不足が懸念されている。

馬の取り扱い・育成に関する専門学校や育成機関は国内に多くある一方で、受胎率の向上・生産率の向上については、いまだ解明されていないことも多く、研究活動を行いながら馬の取り扱いについて専門的に学べる教育機関は国内には存在しないため、馬の繁殖・初期育成に関する最新の知識を有し、かつ、馬取り扱い技術を有する**馬専門家を育成する教育システムの構築**を目指す。

整備方針

現在までの教育研究活動により、馬に関する必要な教育・研究方法、診療体制等の運用面は整っているが、教育研究に活用できる施設や設備等に課題がある。特に天候や季節に左右されることなく教育研究が行える施設が無く、豪雪かつ厳寒地である北海道で路面凍結の危険性が高い十勝地域において、**総合的な馬科学教育**を充実・拡大するためには屋内施設整備が必要となっていた。

令和5年度の厩舎／飼料庫・繋留場／馬管理棟など飼育・飼養管理系の施設整備から始まり、馬生産育成教育棟／防疫エントランスなど全天候型・入場管理系の施設整備を令和6年度末までに完了。残りの繁殖・防疫管理・放牧機能などの施設等を最終Ⅲ期として整備し、馬繁殖率向上に関する技術開発や、馬生産性の向上 及び 馬産業人材育成を図り、**馬の生産振興に貢献する**。

計画方針

コンセプト

環境に優しく、実学教育と地域社会貢献を掲げる「ちくだいソーシャル馬事公苑」

ソーシャル：社会的な/社会的な

馬事公苑：馬事関係の多方面の利用と馬事思想の普及を図る公共施設

『計画方針1』

動物福祉を念頭に、馬の飼養管理や繁殖行動観察など、人馬とも安全に行える施設とする。

『計画方針2』

飼養衛生管理基準や、防疫を考慮した衛生管理区域を満足する施設とする。

『計画方針3』

カーボンニュートラルに向け、省エネによる『ZEB Ready（ゼブ・レディ）』認証取得を目指す。

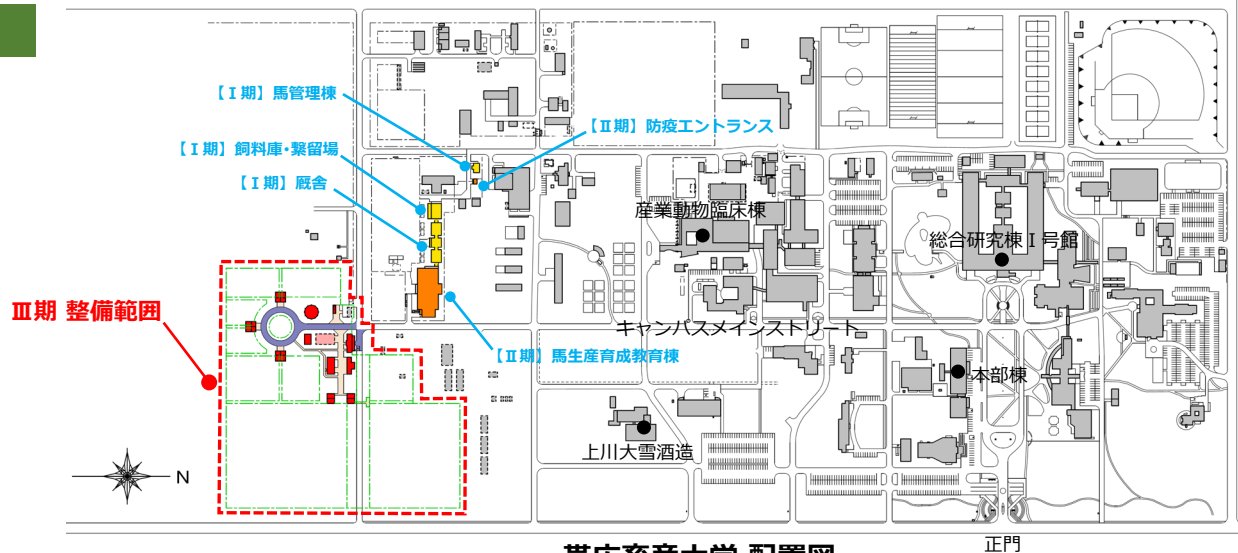


キャンパス基本情報 (R7.3月 現在)

- 名 称 国立大学法人北海道国立大学機構
帯広畜産大学 稲田団地
- 所 在 地 帯広市稲田町西2線11番地 他45筆
- 敷 地 面 積 1,878,958㎡
※畜産フィールド科学センター敷地は
市道にて分離されている。
- 建 築 面 積 50,987㎡／建ぺい率：2.71%
- 延べ床面積 83,348㎡／容 積 率：4.43%
- 学 生 数 1,136人 (R6.5月)
- 教 職 員 数 338人 (R6.5月)

法的諸条件

- 都市計画区域内／市街化調整区域
- 建ぺい率：50% 容積率：80%
- 防火地域指定なし／法22条区域
- 下水道処理区域
- 日影規制なし（用途地域指定のない区域）
- 接道メイン道路：都市計画道路（弥生新道）
法42条1項1号道路
- 地震地域係数：Z=1.0／地盤種別：第二種
- 多雪区域：積雪 130cm／凍結深度：100cm



帯広畜産大学 配置図

正門

防疫厩舎管理棟

1棟

- 工事種別 新築
- 計画位置 Ⅲ期整備工エリアの飼養衛生管理区域（家畜防疫）形成のため、入場管理に適した位置とする。
- 上部構造 木造（在来工法）
- 基礎形式 直接基礎（ラップル地業）を想定
- 階数 平屋建
- 建築面積 想定面積 156㎡
- 延べ床面積 想定面積 156㎡
- 建物用途 建築基準法：大学（動物系 実習管理施設）
消 防 法：7項（大学）
- 構造制限 無し（その他の建築物）
- 耐震安全性 Ⅱ類／重要度係数：1.25

繋留場

1棟

- 工事種別 新築
- 計画位置 疑牝舎と連携が可能な位置とする。
- 上部構造 鉄骨造
- 基礎形式 直接基礎（ラップル地業）を想定
- 階数 平屋建
- 建築面積 想定面積 96㎡
- 延べ床面積 想定面積 96㎡
- 建物用途 建築基準法：畜舎（大学：繋留場）
消 防 法：15項（その他の事業場）
- 構造制限 無し（その他の建築物）
- 耐震安全性 Ⅲ類／重要度係数：1.0

疑牝舎

1棟

- 工事種別 新築
- 計画位置 防疫厩舎管理棟/開放馬舎と連携が可能な位置とする。
- 上部構造 鉄骨造
- 基礎形式 直接基礎（ラップル地業）を想定
- 階数 平屋建
- 建築面積 想定面積 145㎡
- 延べ床面積 想定面積 145㎡
- 建物用途 建築基準法：大学（動物系 実験施設）
消 防 法：7項（大学）
- 構造制限 無し（その他の建築物）
- 耐震安全性 Ⅱ類／重要度係数：1.25

開放馬舎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

3棟

- 工事種別 新築（3棟）
- 計画位置 放牧地との連携が取れ、防疫上、他の開放馬舎と離れた位置とする。
- 上部構造 本体：木造（在来工法） 庇：鉄骨造
- 基礎形式 直接基礎（ラップル地業）を想定
- 階数 平屋建
- 建築面積 想定面積 117㎡/棟（W造:50㎡+S造:67㎡）
- 延べ床面積 想定面積 117㎡/棟（W造:50㎡+S造:67㎡）
- 建物用途 建築基準法：畜舎（大学：馬舎）
消 防 法：15項（その他の事業場）
- 構造制限 無し（その他の建築物）
- 耐震安全性 Ⅲ類／重要度係数：1.0

開放馬舎Ⅳ・Ⅴ

2棟

- 工事種別 新築(2棟)
- 計画位置 放牧地との連携が取れ、防疫上、他の開放馬舎と離れた位置とする。
- 上部構造 本体：木造(在来工法) 庇：鉄骨造
- 基礎形式 直接基礎(ラップル地業)を想定
- 階数 平屋建
- 建築面積 想定面積 88㎡/棟 (W造:44㎡+S造:44㎡)
- 延べ床面積 想定面積 88㎡/棟 (W造:44㎡+S造:44㎡)
- 建物用途 建築基準法：畜舎(大学：馬舎)
消 防 法：15項(その他の事業所)
- 構造制限 無し(その他の建築物)
- 耐震安全性 Ⅲ類/重要度係数：1.0

堆肥舎

1棟

- 工事種別 新築
- 計画位置 開放馬舎と連携が可能な位置とし、エリア外への搬出を考慮した位置とする。
- 上部構造 鉄骨造
- 基礎形式 直接基礎(ラップル地業)を想定
- 階数 平屋建
- 建築面積 想定面積 78㎡
- 延べ床面積 想定面積 78㎡
- 建物用途 建築基準法：堆肥舎
消 防 法：15項(その他の事業場)
- 構造制限 無し(その他の建築物)
- 耐震安全性 Ⅲ類/重要度係数：1.0

丸馬場

1棟

- 工事種別 新築
- 計画位置 開放馬舎と連携が可能な位置とする。
- 上部構造 鉄骨造
- 基礎形式 直接基礎(ラップル地業)を想定
- 階数 平屋建
- 建築面積 想定面積 169㎡
- 延べ床面積 想定面積 169㎡
- 建物用途 建築基準法：畜舎(大学：丸馬場)
消 防 法：15項(その他の事業場)
- 構造制限 無し(その他の建築物)
- 耐震安全性 Ⅲ類/重要度係数：1.0

その他

- 乗降場
1基/鉄筋コンクリート造斜路(家畜運搬車対応)/柵・柵ゲート
- 防疫車両ゲート
1基/鋼製(溶融亜鉛メッキ)/両開き W=7m
- 牧柵(放牧地)
約2,300m/鋼製牧柵(溶融亜鉛メッキ)/H=1.55m/横棧 3段
- 既存 D型ハウス改修
1棟/平屋/約225㎡/飼料庫へ改修(シャッター交換/土間CON新設)
- 既存 建物解体等
木造・平屋(小屋程度)/2棟/合計37㎡ 取り壊し
鉄骨造・平屋(小屋程度)/10棟/合計518㎡ 取り壊し
樹木伐採・伐根 ※支障になる範囲

建物配置・外構計画

- I 期/II 期整備 及び 既存パドックとの連携を考慮した配置とする。
- 飼養衛生管理区域を満足する防疫動線とする。
- 既存施設などの壁面線を考慮した配置とする。
- 既設樹木 及び 敷地高低差を考慮した計画とする。
- キャンパスメインストリートの白樺並木を残す計画とする。
- 大雨時や雪解け時に滞留水がない外構計画とする。
- 教育/研究・馬の動線・学外者利用・見学受入れ・防疫を考慮し、必要な構内道路・歩道を整備する。
- 隣接地における別事業整備を考慮した計画とする。
- 電力について、厩舎（I 期整備）分岐盤より埋設にて引き込む。
- 情報/通信について、馬生産育成教育棟（II 期整備）より埋設にて引き込む。
- 給水について、最寄りの給水本管より引き込み、屋外消火栓を計画する。
- 汚水・雨水については、最寄りの既設枡へ接続する。



建築（意匠）計画

■建物形状等

- ・飼育動物が安全安心で、生態を考慮した計画とする。
- ・既存施設とも、施設群としての景観調和に配慮し、牧歌的田園風景として馴染みやすい外観とする。
- ・積雪や落雪、季節風などを考慮した形状とする。
- ・夏期において、効果的な自然換気が行える計画とする。
- ・可能な限り、自然光を取り入れた明るい室内とする。
- ・『キャンパスマスタープラン2017』デザインガイドラインに基づいた計画とする。

■外装/内装

- ・馬の飼育に適し、ケガや事故を抑える内装とする。
- ・清掃性、耐久性があり維持費の掛からない仕様とする。

■サイン

- ・建物に調和した、判りやすくデザイン性を考慮したサイン計画を行う。
- ・『キャンパスマスタープラン2017』サイン計画に基づいた計画とする。

■法令対応等

- ・飼養衛生管理基準や、防疫を考慮した衛生管理区域を満足する計画とする。
- ・建築基準法、消防法、省エネ法、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等、該当関連法令を遵守した計画とする。

■その他

- ・バリアフリー対応や動物福祉を考慮した計画とする。
- ・コスト縮減 及び 資材納期を考慮した計画とする。

建築（構造）計画

防疫厩舎管理棟・開放馬舎

- 木造/在来工法を基本に、屋根形状について自由度が高く、経済性を考慮した工法とする。
- 将来の間取り変更に対応できる工法とする。
- 基礎については、直接基礎（ラップル地業）を基本に検討する。
- 水廻りには配管スペースとして、床下ピットを計画する。
- 屋根については太陽光発電パネル設置を考慮した計画とする。

疑牝舎

- 鉄骨造とし、ラーメン構造/ブレース構造で経済性が良い架構方法とする。
- 柱スパン 及び 柱脚形式は経済性を考慮した計画とする。
- 基礎については、直接基礎（ラップル地業）を基本に検討する。
- 水廻りには配管スペースとして、床下ピットを計画する。
- 屋根については太陽光発電パネル設置を考慮した計画とする。

繋留場・丸馬場・堆肥舎

- 鉄骨造とし、ラーメン構造/ブレース構造で経済性が良い架構方法とする。
- 柱スパン 及び 柱脚形式は経済性を考慮した計画とする。
- 基礎については、直接基礎（ラップル地業）を基本に検討する。

省エネ計画

- ZEB Ready (ゼブ・レディ: $BEI \leq 0.50$) の認証取得を目指す。

※防疫厩舎管理棟・疑牝舎を想定

- 多様な省エネルギー設備等の導入を計画する。

LED照明/センサー制御照明

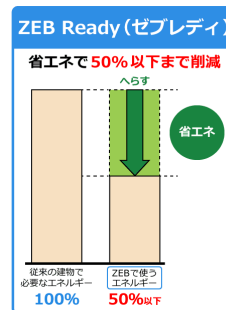
節水機器/高効率機器/省エネ制御機器

高断熱材/高断熱サッシ/複層ガラス

ハイサイドライト/高気密資材

- 自然エネルギーの利用を検討する。

自然採光利用/自然風利用/外気熱利用



機械設備計画

- 飼育動物の生態を考慮した計画とする。
- 各種センサー制御による省エネ自動運転を計画する。
- 主要設備について自動制御を行い、遠隔制御が可能な計画とする。
- 主要設備の警報を、防災センターの監視装置へ取り込む計画とする。
- 建築基準法、消防法、省エネ法、水質汚濁防止法、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等、該当関連法令を遵守した計画とする。
- ZEB Ready認証取得を目指した施設とし、省エネ性・メンテナンス性・ランニングコスト削減を考慮した計画とする。
- 故障リスクの低減と、長寿命化を考慮した計画とする。
- 将来の増築や別棟を考慮した計画とする。

電気設備計画

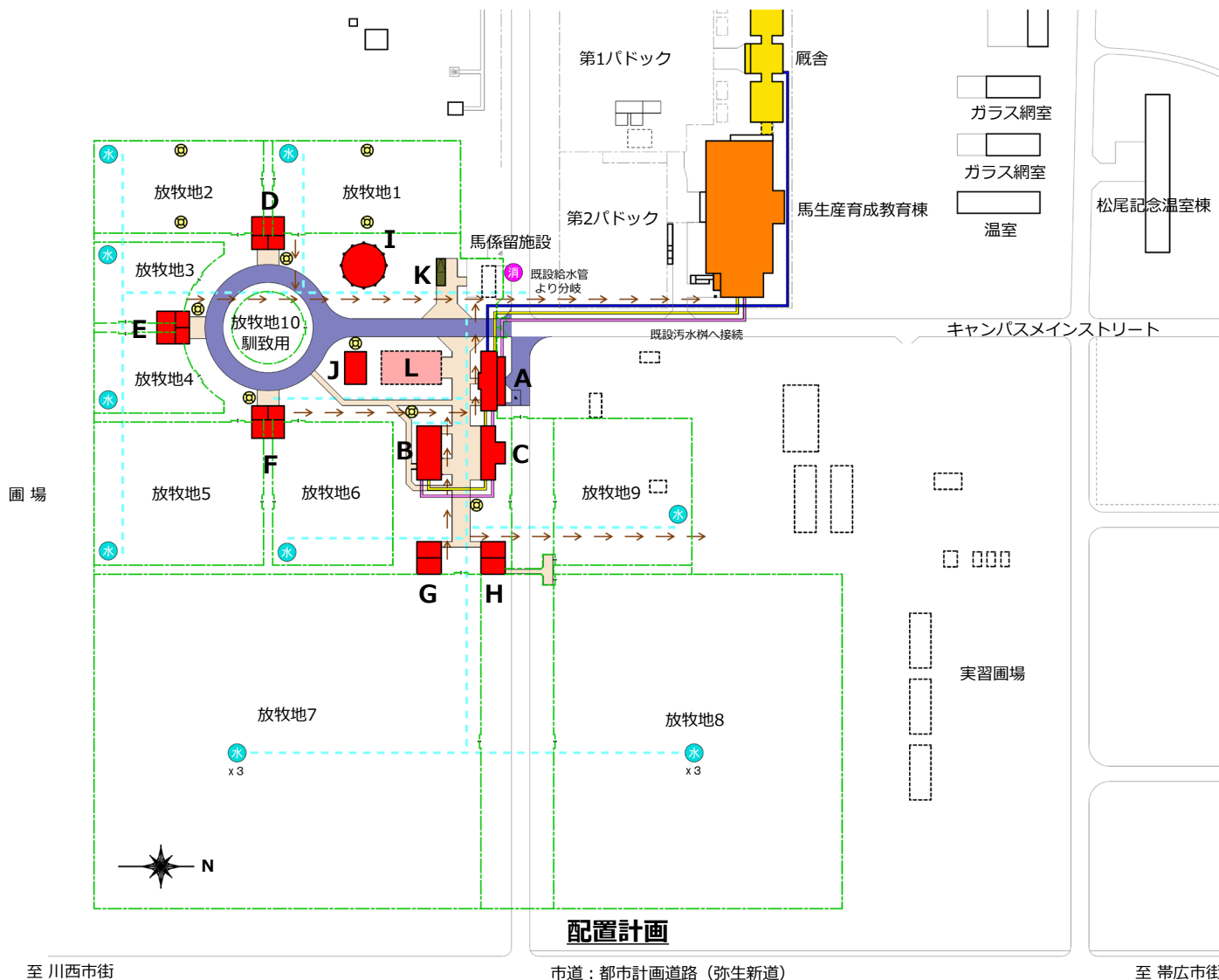
- 飼育動物の生態を考慮した計画とする。
- 各種センサー制御やLEDなど、省エネ性を考慮した計画とする。
- 建築基準法、消防法、省エネ法、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等、該当関連法令を遵守した計画とする。
- ZEB Ready認証取得を目指した施設とし、省エネ性・メンテナンス性・ランニングコスト削減を考慮した計画とする。
- 故障リスクの低減と、長寿命化を考慮した計画とする。
- 将来の増築や別棟を考慮した計画とする。



キャンパスマスタープラン2017

https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/CMP_20220929.pdf

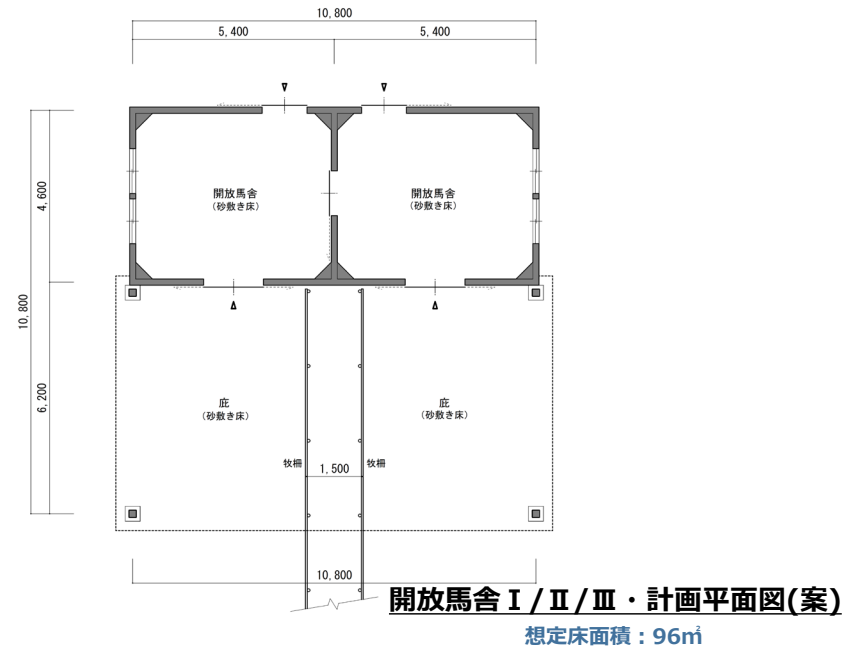
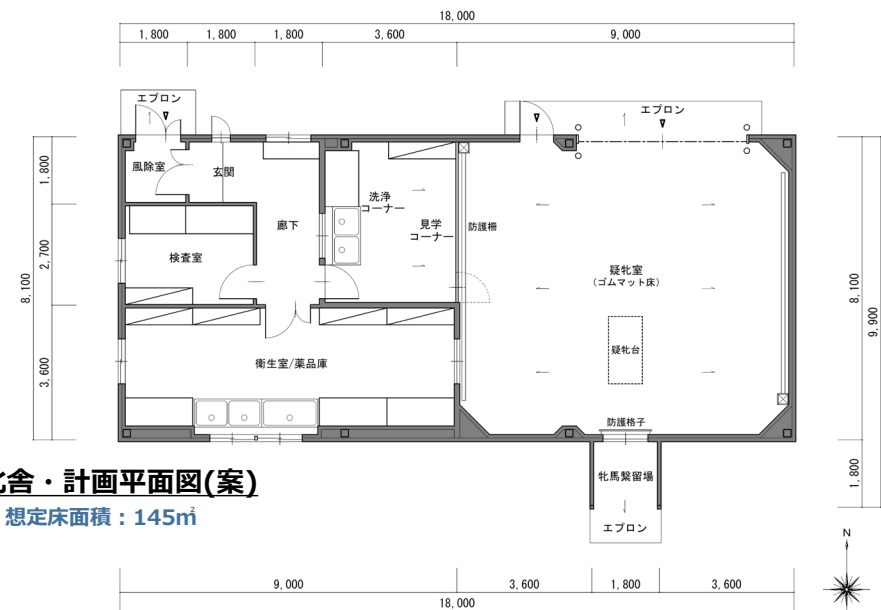
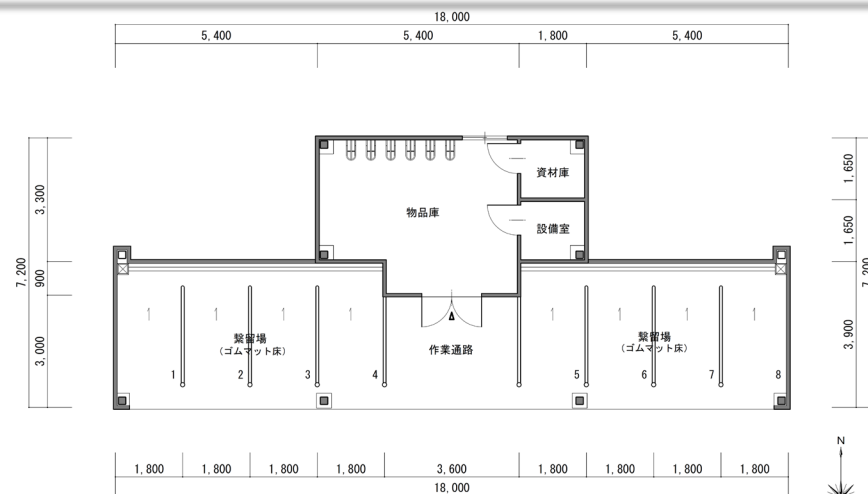
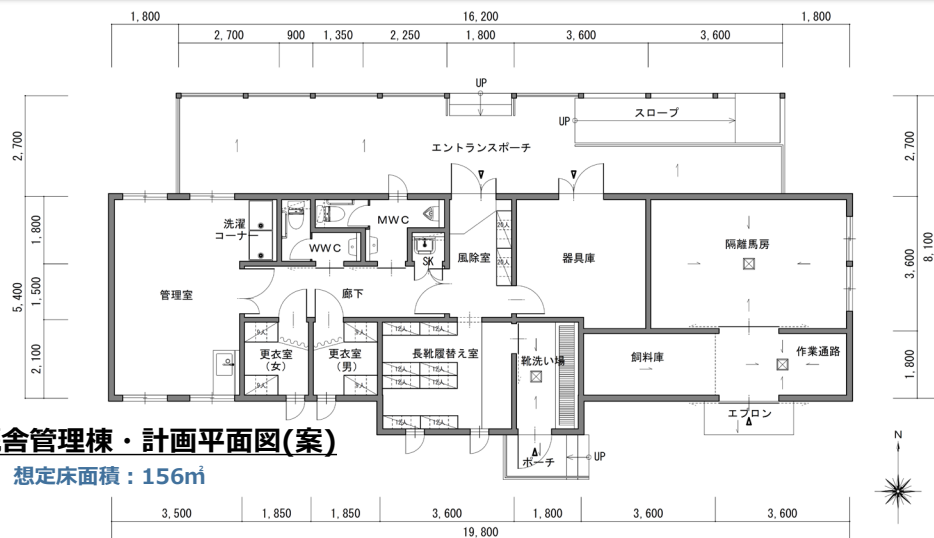
配置計画 (案)

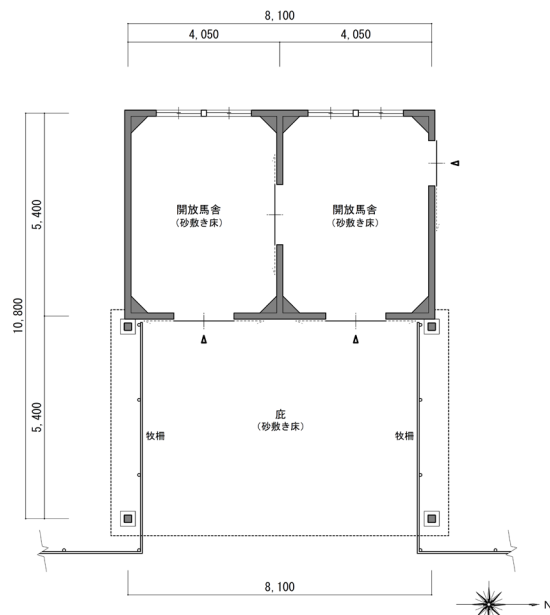


凡例

- : 計画建物
- : 乗降場
- : 既存建物改修 (D型ハウス)
- : アスファルト舗装
- : 砂舗装
- : 牧柵 (放牧地)
- : 屋外配電線路
- : 屋外通信線路
- : 情報通信線路
- : 外灯
- : 屋外給水管
- : 屋外排水管 (汚水/雨水)
- : 屋外消火栓
- : 自動水飲み器

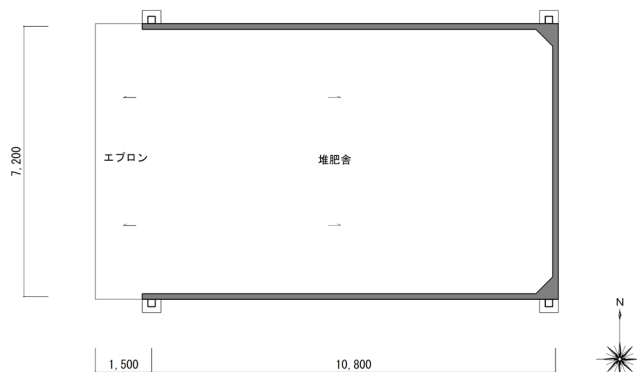
- | | |
|-----------|--------------|
| A 防疫厩舎管理棟 | I 丸馬場 |
| B 疑牝舎 | J 堆肥舎 |
| C 繋留場 | K 乗降場 |
| D 開放馬舎Ⅰ | L 飼料庫 (既存改修) |
| E 開放馬舎Ⅱ | |
| F 開放馬舎Ⅲ | |
| G 開放馬舎Ⅳ | |
| H 開放馬舎Ⅴ | |





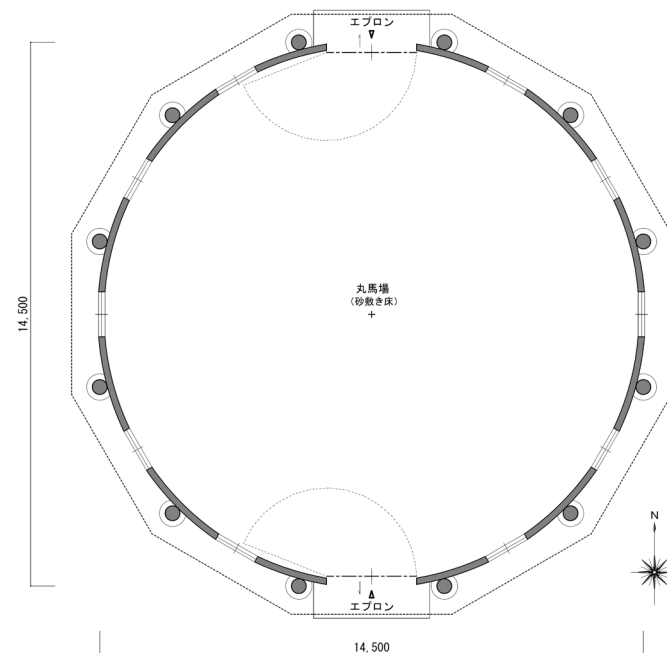
開放馬舎Ⅳ/Ⅴ・計画平面図(案)

想定床面積：88㎡



堆肥舎・計画平面図(案)

想定床面積：78㎡



丸馬場・計画平面図(案)

想定床面積：169㎡



（仮称）総合馬学センターⅢ期 整備事業スケジュール（案）

R7.4

項 目	2024年度（令和6年度）			2025年度（令和7年度）											
	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
Ⅲ期（3/3期計画） 【3期目】 ○防疫厩舎管理棟：W1F/156㎡ ○疑牝舎：S1F/145㎡ ○繋留場：S1F/96㎡ ○開放馬舎Ⅰ：W1F・S1F/117㎡ ○開放馬舎Ⅱ：W1F・S1F/117㎡ ○開放馬舎Ⅲ：W1F・S1F/117㎡ ○開放馬舎Ⅳ：W1F・S1F/88㎡ ○開放馬舎Ⅴ：W1F・S1F/88㎡ ○丸馬場：S1F/169㎡ ○堆肥舎：S1F/78㎡ ○乗降場 ○防疫車両ゲート ○牧柵 ○道路・歩道 ○既存D型ハウス改修 ○既存建物解体等															
□補助申請															
□設計事務手続き □実施設計 □諸官庁申請															
□工事事務手続き															
□仮移転/引越し															
□工事 □機器/備品															

事前着工協議（設計/工事）

交付事業申請（内訳書/図面）

交付審査

交付決定

1.0ヵ月

基本計画書作成／教員・調達係打合せ

設計事務手続き 1.0ヵ月

実施設計（ZEB設計含む）：3.0ヵ月

設計公告

設計契約

計画通知 確認済み

計画通知申請 1.3ヵ月

工事入札手続き 1.0ヵ月

工事公告

工事契約

仮移転先整備

仮移転

引越し

工事 6.0ヵ月（195㎡/月）

備品搬入



設 計 業 務 委 託 契 約 書 (案)

業 務 名 帯広畜産大学総合馬学センター 3 期新営設計業務

業務委託料 金 _____ 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と受注者 _____
との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の設計仕様書に基づいて、業務を完了する。
- 第2条 業務は、 _____ において実施する。
- 第3条 業務の履行期間は、令和7年 月 日 () から令和7年9月30日(火)までとする。
- 第4条 契約保証金は、 _____ 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証証券契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第5条 業務委託料は、受注者からの適法な請求に基づき1回までに支払うものとする。
- 第6条 業務委託料の請求書は、帯広畜産大学管理課施設管理室に送付するものとする。
- 第7条 完了通知書は、帯広畜産大学管理課施設管理室に送付するものとする。
- 第8条 別記の設計業務委託契約要項第34条第6項、第50条第1項及び第50条第3項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。
- 第9条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。
- 第10条 この契約に関する訴えの専属的合意管轄裁判所は、北海道国立大学機構所在地を管轄区域とする釧路地方裁判所とする。
- 第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発 注 者 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長 谷 山 彰

受 注 者